

[事案 28-161] 損害賠償請求

・平成 29 年 1 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

当初不支払とされた「がん入院給付金」は支払われたものの、支払われるまでの保険会社との交渉に時間と労力を要したことを理由に、その損害の賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 63 年 12 月に契約した終身保険について、当初不払いとされた「がん入院給付金」の支払いを受けるための交渉に、時間と労力を要するという損害を被ったため、その損害を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人には、入院給付金および遅延利息がすでに支払われている。
- (2) 給付金が当初不払いとなった理由については、担当者、営業所長らにより繰り返し説明がされている。
- (3) 申立人の主張する支払いまでの時間・労力に対する対価は、因果関係も客観的基準も不明である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社の対応を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、事実関係に争いがないため、募集人の事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に不法行為を構成するような違法な行為があったこと、およびこれにより、申立人に損害が現にあるとまでは認めることはできないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。